

上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正	(第2号)	28
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	29
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	31
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	32
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	33
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	34
○ 土地改良事業参加資格交替申出の承認について	(農業委員会)	35

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第 4号）

1 内 容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第28号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名 称	所在地	施行期日
公用開始	千早南荘	中区新栄一丁目	令和 2年 4月 1日

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 5号）

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中伝馬荘、荒越荘、泰明荘、西稲永荘及び名南荘の項を改める部分は同年 2月 1日から施行します。

- 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則（第 6号）

1 改正内容

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8号）に基づく修学支援制度に関する規定の整備を行います。（第29条及び第36条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 4 号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第28号）
中別表の改正規定のうち鶴舞荘の項を改める部分の施行期日は、令和 2 年 4 月
1 日とする。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 5 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表中

「

前 津 荘	中区大須四丁目	高層 耐火	11階建	昭和41年度	88
-------	---------	----------	------	--------	----

を

」

「

千早南荘	中区新栄一丁目	高層 耐火	10階建	平成29年度	122
前 津 荘	中区大須四丁目	高層 耐火	11階建	昭和41年度	88

に

」

改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表中

「

前 津 荘	A 23号から A 36号まで	10, 500 円
	B 11号から B 17号まで	15, 500 円

を

」

「

千 早 南 荘	1 号から29号まで	14, 900 円
前 津 荘	A 23号から A 36号まで	10, 500 円
	B 11号から B 17号まで	15, 500 円

に

」

改め、同表伝馬荘の項中

「

「

13号から 115 号まで

を

」

13号から24号まで、26 号から39号まで、41号 から58号まで、60号か ら67号まで、69号から 74号まで、76号から 101 号まで、103 号か ら 105 まで、107 号か ら 111 号まで及び 113 号から 115 号まで

に改め、同表

」

荒越荘の項中

「

1号から171号まで、
174号から208号まで
及び239号から355号
まで

」

を

「

1号から8号まで、10
号から171号まで、
174号から201号ま
で、203号から208号
まで、239号から251
号まで、253号から
266号まで、268号か
ら282号まで、284号
から288号まで及び
290号から355号まで

」

に改め、同表

泰明荘の項中

「

1号から71号まで及び
73号から82号まで

」

を

「

1号から35号まで、37
号から71号まで及び73
号から82号まで

」

に改め、同表

西稲永荘の項中

「

1号から20号まで、22
号から44号まで、46号
から53号まで、55号か
ら60号まで、62号から
72号まで、75号から
110号まで、112号か
ら131号まで、133
号、135号から143号
まで及び145号から

を

「

1号から20号まで、22
号から44号まで、46号
から53号まで、55号か
ら60号まで、62号から
72号まで、75号から86
号まで、88号から100
号まで、102号から
110号まで、112号か
ら131号まで、133
号、135号から143号

に改め、同表

279 号まで	まで及び 145 号から 279 号まで
---------	-------------------------

名南荘の項中

「 1 号から54号まで 」	を	「 1 号から37号まで、40 号、41号、43号から50 号まで、53号及び54号 」	に改める。
----------------------	---	--	-------

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中伝馬荘、荒越荘、泰明荘、西稲永荘及び名南荘の項を改める部分は同年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 6号

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則

名古屋市立中央看護専門学校規則（昭和50年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「、入学料及び入学検定料」を「及び入学料」に改める。

「第 8章 授業料、入学料及び入学検定料」を「第 8章 授業料及び入学料」に改める。

第29条中第 2項を第 3項とし、同条第 1項中「授業料、入学料及び入学検定料（以下「授業料等」という。）」を「授業料等」に改め、「認められる者」の次に「（前項の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、同項を同条第 2項とし、同条に第 1項として次の 1項を加える。

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8号）第 8条第 1項に規定する授業料等減免対象者と認められる者には、授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を免除する。

第36条第 2項中「前項」を「前 2項」に改め、同項を同条第 3項とし、同条

第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 学校は、前項の評価の結果について、学識経験者及び学校の関係者による評価を受け、その結果を公表するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則第 29 条第 1 項の規定に基づく授業料及び入学料の減免のために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第47号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

令和 2年 1月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区潮見町48番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第48号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和2年1月27日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人貴和会	名古屋市中村区日吉町 22番地の2	令和2年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第49号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 1月27日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和元年 7月24日 31指令住開指第96号	名古屋市守山区瀬古東 一丁目 924番外 3筆	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田和彦
令和元年10月16日 31指令住開指第 160号	名古屋市中川区戸田四 丁目1106番	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 林 知秀

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第50号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 1月28日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
MAAM合同会社 名古屋市熱田区一 番二丁目28番25号	訪問介護こくあ 名古屋市熱田区一 番二丁目28番25号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2311100636	令和 2年 1月 1日
サンライトガーデ ン株式会社 名古屋市天白区島 田黒石 503番地	サンライトガーデ ン瑞穂ケア 名古屋市瑞穂区弥 富通 5丁目23番地	居宅介護 重度訪問介護	2311400689	令和 2年 1月 1日
合同会社B e s t p o s i t i o n 名古屋市昭和区山 里町74番地	訪問介護R i s e u p 名古屋市昭和区滝 川町32番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2316200944	令和 2年 1月 1日
一般社団法人まご ころ	訪問介護センター 響	居宅介護 重度訪問介護	2316200951	令和 2年 1月 1日

名古屋市中区丸の内二丁目17番13号	名古屋市昭和区山手通 5丁目18番地の 4			
合同会社剣慎 名古屋市天白区植田南二丁目 923番地	訪問介護アイランド 名古屋市天白区植田南二丁目 923番地	居宅介護 重度訪問介護	2316401286	令和 2年 1月 1日
特定非営利活動法人名古屋さくら会 名古屋市北区安井一丁目 8番 7号	名古屋さくら作業所 名古屋市北区安井一丁目 8番 7号	生活介護	2317301543	令和 2年 1月 1日
合同会社L i r u s h 名古屋市北区大曾根三丁目17番 5号	まっぴー訪問サービス 名古屋市北区大曾根三丁目17番 5号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2317301550	令和 2年 1月 1日
株式会社フォーブレイン 名古屋市中区金山一丁目 6番 2号	ヘルパーステーショングランディール 名古屋市北区北久手町14番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301568	令和 2年 1月 1日
株式会社L I T A L I C O 東京都目黒区上目黒二丁目 1番 1号	L I T A L I C O ワークス藤が丘 名古屋市名東区小池町60番地	就労定着支援	2318001225	令和 2年 1月 1日
一般社団法人こころすみか 名古屋市名東区一社三丁目76番地	ココイク名東本通 名古屋市名東区名東本通 3丁目 9番地	短期入所	2318001316	令和 2年 1月 1日
		共同生活援助	2328000118	令和 2年 1月 1日
株式会社ハンドオ	ハンドオフ	短期入所	2318101124	令和 2年

フ 名古屋市港区七反 野二丁目 509番地	名古屋市南区堤町 4丁目43番地			1月 1日
株式会社アイフィ ット 名古屋市緑区鳴海 町字赤塚 102番地 の13	早稲田イーライフ 神の倉 名古屋市緑区藤塚 二丁目 201番地	生活介護 自立訓練（機 能訓練） 自立訓練（生 活訓練）	2318501422	令和 2年 1月 1日
特定非営利活動法 人アヴェニール 名古屋市北区山田 四丁目12番33号	グループホーム癒 庵 名古屋市北区西味 鉤三丁目 618番地	共同生活援助	2327300246	令和 2年 1月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第51号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 1月28日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人障害 児未来サポート 名古屋市千種区汁 谷町55番地	相談支援事業所未 来サポート 名古屋市千種区汁 谷町55番地	一般相談支援 特定相談支援	2337100107	令和 2年 1月 1日
		障害児相談支 援	2377100108	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第52号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 1月28日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
社会福祉法人親愛 の里 長野県下伊那郡松 川町元大島1593番 地 1	ワークショップ虹 名古屋市中村区竹 橋町38番 8号	自立訓練（生 活訓練）	2310100090	令和元年 12月 1日
株式会社ちくたく 亭 名古屋市中村区城 主町 5丁目 2番地	ヘルパーめだか組 名古屋市中村区城 主町 5丁目 2番地	同行援護	2310100983	令和元年 12月 8日
合同会社エール 名古屋市名東区本 郷三丁目21番地の 1	ヘルパーステーシ ョンえーる 名古屋市名東区本 郷三丁目21番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2318000714	令和元年 12月20日
合同会社アウルケ	訪問介護ステーシ	居宅介護	2316401195	令和元年

ア 名古屋市天白区梅 が丘三丁目1703番 地	ョンハイケア天白 名古屋市天白区梅 が丘一丁目 507番 地	重度訪問介護		12月31日
株式会社シャーレ ック 名古屋市中村区黄 金通 5丁目10番地	リュッカ l y c k a 訪問介護事業所 名古屋市港区正徳 町 5丁目 2番地	同行援護	2317100739	令和元年 12月31日
特定非営利活動法 人名古屋さくら会 名古屋市北区安井 一丁目 8番 7号	名古屋さくら作業 所 名古屋市北区安井 一丁目 8番 7号	就労継続支援 B型	2317301345	令和元年 12月31日
有限会社パル 名古屋市名東区小 井堀町1001番地	あみき館 名古屋市名東区香 流二丁目1015番地	生活介護	2318000672	令和元年 12月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第53号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項の規定により指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 1月28日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
天馬商事株式会社 名古屋市千種区四 谷通 3丁目11番地 の 1	相談支援事業所あ したば 名古屋市熱田区六 番二丁目 7番20号	一般相談支援 特定相談支援	2331100152	令和元年 12月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第54号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年1月30日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

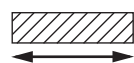
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
県道	A	松河戸西枇杷島線	名古屋市北区楠味鋤五丁目 2502番地先から	前	0.010	38.40 ～ 40.70	附 図
			名古屋市北区楠味鋤五丁目 2633番地先まで	後	0.010	38.40 ～ 40.70	
	B		名古屋市北区東味鋤一丁目 101番地先から	前	0.020	27.70 ～ 35.10	
			名古屋市北区東味鋤一丁目 102番地先まで	後	0.020	27.70 ～ 35.70	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第55号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和2年1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

みどりヶ丘西地域建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区ほら貝一丁目78番2 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第56号

名古屋市文化小劇場の臨時休館

名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成6年名古屋市規則第50号）第2条第2項の規定により、名古屋市港文化小劇場を令和3年4月1日から同年12月28日までの間、名古屋市緑文化小劇場及び名古屋市東文化小劇場を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、天井等落下防止対策工事のため臨時休館します。

令和2年1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市教育委員会告示第 2号

教育委員会定例会の開催について

令和 2年 2月 7日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 1月31日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例の制定について

名古屋市児童を虐待から守る条例の一部改正について

名古屋市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

名古屋市瑞穂運動場条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部改正について

令和元年度一般会計補正予算について

令和 2年度一般会計当初予算について

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第5号

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所の名称、位置及び所管区域について（平成12年名古屋市上下水道局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

表に備考として次のように加える。

備考 東区、中区及び守山区における給水停止の執行及び解除の決定（名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第35条第1号に定めるものに限る。）に係る業務は、経営本部営業部千種営業所が分掌するものとする。

附 則

この告示は、令和2年2月1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第 6 号

下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 6 項の規定において準用する同条第 1 項の規定に基づき、名古屋市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第 3 条の規定により、次のとおり公示する。

なお、利害関係人は、公示の日から 2 週間以内に、当該事業計画の変更について名古屋市上下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和 2 年 1 月 30 日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 事業計画の名称
 名古屋市公共下水道事業計画
- 2 変更に係る予定処理区域
 山崎処理区、千年処理区
- 3 変更に係る工事の完成予定年月日
 令和 9 年 3 月 31 日
- 4 事業計画の変更案の縦覧場所及び意見の申出先
 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
 名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課
 （名古屋市役所西庁舎 9 階）

名古屋市上下水道局管理規程第2号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

別表第1に備考として次のように加える。

備考 東区、中区及び守山区における給水停止の執行及び解除の決定（名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第35条第1号に定めるものに限る。）に係る業務は、経営本部営業部千種営業所が分掌するものとする。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 1月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S 3プロジェクト

名古屋市中区栄三丁目 818番 ほか 9筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
平和不動産(株)	代表取締役 岩熊 博之	東京都中央区日本橋兜町 1番10号	変更なし	代表取締役 土本 清幸	変更なし

3 変更の日

令和元年12月20日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 1月14日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 1月27日から同年 5月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 5月27日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年 1月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 520号	加藤管工業	加藤 亮	名古屋市守山区大字 中志段味字湿ケ1985 番地の 2	令和元年12月18日
第1474号	(株)国昇	国本 憲治	名古屋市西区牛島町 6番 1号名古屋ルー セントタワー40階	令和元年12月18日
第1475号	(株)神谷設備	神谷 隆平	愛知県半田市花田町 一丁目65番地	令和元年12月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 2年 1月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1064号	㈱ユーライフ	大藏 芳昭	名古屋市北区清水五丁目21番23号	令和元年12月10日
第 520号	加藤管工業	加藤 克人	名古屋市守山区大字中志段味字湿ケ1985番地の 2	令和元年12月18日
第 596号	奥田設備工業	奥田 耕二	名古屋市港区川間町1丁目 115番地	令和元年12月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年 1月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 520号	加藤管工業	加藤 亮	名古屋市守山区大字 中志段味字湿ケ1985 番地の 2	令和元年12月18日
第1475号	(株)神谷設備	神谷 隆平	愛知県半田市花田町 一丁目65番地	令和元年12月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 2年 1月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1064号	㈱ユーライフ	大藏 芳昭	名古屋市北区清水五丁目21番23号	令和元年12月10日
第 520号	加藤管工業	加藤 克人	名古屋市守山区大字中志段味字湿ケ1985番地の 2	令和元年12月18日
第 596号	奥田設備工業	奥田 耕二	名古屋市港区川間町1丁目 115番地	令和元年12月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 2項の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告する。

なお、本申出の関係書類は、名古屋市農業委員会事務局農政課に備えおく。

令和 2年 1月31日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

名古屋市港区秋葉二丁目 100番地

久野 正明 始め26名

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市港区大西一丁目40番地

株式会社JA名古屋ファーム

4 申出に係る土地

名古屋市港区川園二丁目 234 田 211㎡ 始め 54筆 36,033.11㎡

名古屋市農業委員会事務局農政課